

少年柔剣道活動推進要領の制定について（例規通達）

昭和60年 6 月 3 日

本部（少）第21号

〔沿革〕 令和 8 年 3 月本部（警務）第17号改正

少年柔剣道活動については、「少年非行総合対策要綱」（昭和58年 3 月15日付け本部（少）第 7 号）において、少年警察活動の一環として位置付け、その推進に努めてきたところであるが、この度、この活動を一層積極的に推進するため、別添のとおり「少年柔剣道活動推進要領」を定めたので、各署においては、この要領に基づいて効果的な活動を推進し、少年の非行防止と健全育成に努められたい。

別添

少年柔剣道活動推進要領

1 目的

この要領は、警察が地域の青少年育成団体及び青少年指導者、保護者、その他の地域住民等と連携して、少年に柔道及び剣道を指導するため必要な事項を定め、もって少年の非行防止と健全育成を図ることを目的とする。

2 少年柔剣道活動の内容

少年柔剣道活動（以下「本活動」という。）の内容は次のとおりとする。

- (1) 柔道及び剣道の訓練
- (2) 柔道及び剣道大会の開催

3 実施場所及び対象とする少年

(1) 実施場所

原則として警察署道場を使用し、必要によりその他適当な施設を使用して行うものとする。

(2) 対象とする少年

原則として小学生及び中学生とする。

4 推進方法

(1) 少年柔剣道推進会の結成促進

署長は、本活動が少年の非行防止と健全育成を図る地域活動として推進されるよう、警察署単位又は市町村単位に、青少年育成団体及び青少年指導者、保護者その他地域住民等を構成員とする少年柔剣道推進会（以下「推進会」という。）の結成を促し、推進会と一体となつて本活動を推進するものとする。

(2) 既存クラブの活動促進

署長は、駐在所、派出所の所管区の単位又は町内会の単位等既存の柔道、剣道クラブから指導員等の派遣要請があつた場合は、これに協力しその活動を促進するものとする。

5 推進要領

(1) 少年の募集等

少年の募集、選考及び訓練実施計画の策定は、活動実施場所の収容人員、使用範

囲などを勘案の上、推進会が関係者と協議して行うものとする。

(2) 少年柔剣道の指導

少年柔剣道の指導は、推進会が指導者及び指導補助者（以下「指導者等」という。）を指定して行うものとする。

(3) 推進会との連絡調整

推進会との連絡調整は、署生活安全課長又は刑事生活安全課長が行うものとする。

6 警察職員による指導

(1) 指導者等の指定

署長は、警察職員を推進会の指定する指導者等とする場合は、署員の中から適任者を指定し、公務として従事させるものとする。この場合、少年柔剣道指導者等指定簿（別記様式第1号）に登載して行わせること。

(2) 指導者等による指導

指定を受けた指導者等が本活動に従事する場合は、署長の勤務指定を受けるとともに、指導状況を明確にするため、指導結果を別記様式第2号により署長に報告するものとする。

7 推進上の留意事項

(1) この要領は、本活動に対する基本的な考え方、取り組み方を示したものであるが、既に各地域で実施している少年柔剣道活動に対し、いま、直ちに画一的な運用を図ろうとするものではないので誤りのないようにすること。

(2) 本活動は、柔剣道の訓練を通じ、少年の規範意識の高揚、連帯感の醸成、克己心のかん養等を図ることを目的とするものであることから、技量向上の指導のみに執着することのないよう留意すること。

(3) 本活動の実施に当たっては、事故防止に十分配慮するとともに、警察職員以外の指導者等及び少年については「スポーツ保険」に加入させるなど不測の事態に備えること。

(4) 本活動の機会をとらえて適宜、非行防止座談会、社会参加活動等を推進するよう配慮すること。

8 その他

本活動の具体的な推進方策等は、「少年柔剣道活動推進の手引」（昭和60年6月3日付け少第165号）によるものとする。

9 報告

(1) 本活動を開始した場合は、別記様式第3号により報告（生活安全部人身安全・少年課長経由。以下同じ。）すること。

なお、既に実施している署にあつては、前記に準じて報告すること。

(2) 活動実施状況については、従来どおり「少年柔剣道活動等実施状況の報告について」（昭和58年4月20日付け少第50号）により報告すること。